

# 大阪府からのお知らせ

(大阪府原子爆弾被爆者介護保険利用等助成事業について)

大阪府では府内在住の被爆者を対象に、介護保険のサービスを利用する場合の自己負担額を助成する事業を行っています。

## 【助成事業の対象となるサービス（自己負担額を公費助成します）】

(介護保険法での区分)			注意事項	
福祉系	介護 給付	居宅	訪問介護 <b>※所得制限あり</b>	※訪問介護、介護予防訪問介護、第1号訪問事業を利用の場合には、所得制限があります。 事前にお住まいの地域の保健所（大阪市は保健福祉センター、堺市、東大阪市は保健センター、高槻市は高槻市保健所、豊中市は豊中市保健所、枚方市は枚方市保健所）で「訪問介護利用被爆者助成受給資格認定申請」を行い、 <b>受給資格認定証の交付を受ける必要があります。</b> なお、その場合は申請をした月の利用分から助成対象になります。
			通所介護	
			短期入所生活介護	
		地域密着型	介護老人福祉施設	
			認知症対応型通所介護	
			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
			小規模多機能型居宅介護	
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護 複合型サービス	
			地域密着型通所介護	
			認知症対応型共同生活介護 (令和3年4月～)	
	介護予防認知症対応型共同生活介護 (令和3年4月～)			
	予防 給付	居宅 介護予防	旧介護予防訪問介護（注1） <b>※所得制限あり</b>	
			旧介護予防通所介護（注1）	
			介護予防短期入所生活介護	
地域密着型 介護予防		介護予防認知症対応型通所介護		
		介護予防小規模多機能型居宅介護		
介護予防・日常生活支援総合事業		訪問型サービス（第1号訪問事業） <b>※所得制限あり</b>	コード A1,A2 に限る（注2）	
		通所型サービス（第1号通所事業）	コード A5,A6 に限る（注2）	

(注1) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則 11 条又は第 14 条第 2 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護及び同第 7 項に規定する介護予防通所介護をいう。

(注2) 平成 27 年 3 月 31 日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コード

(老人福祉法での区分)	
養護老人ホーム	費用負担額を公費助成

- \* 訪問介護・介護予防訪問介護・第1号訪問事業については「訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証」を確認の上請求願います。
- \* 介護保険適用のサービス利用に係る自己負担額が助成の対象です。居住費（短期入所は滞在費）や食費、その他介護保険サービスの対象とならない費用は助成の対象外です。
- \* 生活保護以外の他の公費制度（市町村実施事業を含む）によって、被爆者の方が負担する額が減額される場合は、減額後の負担額が助成対象になります。

\* 請求に当たっては、被爆者健康手帳の公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号をご記入いただくこととなりますが、福祉系のサービスについては公費負担者番号「19276013」を「81276013」に読み替えてください。

本事業の対象となるのは、介護保険法の福祉系サービスのうち上記の表に示しているもので、それ以外のサービスは対象外です。

なお、介護保険法の医療系サービスについては、被爆者一般疾病医療費での公費負担医療（原爆医療費）制度の適用があります。（本事業の助成とは異なります。）

\*医療系サービス：訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防居宅療養管理指導

医療系のサービスについても、居住費（短期入所は滞在費）や食費、その他介護保険サービスの対象とならない費用は公費負担医療の対象外となっています。

大阪府健康医療部保健医療室  
地域保健課 疾病対策・援護グループ  
06-6944-9172（直通）